

# 災害時支援活動計画

Support Activity Plan at Disaster(SAPD)

2022(令和 4)年 9 月

公益社団法人 日本技術士会



# 目次

はじめに	1
I. 基本計画編	
1. 基本方針等	2
2. 災害時支援活動体制	4
3. 災害時支援活動フローとタイムライン	5
II. 活動計画編	
1. 発動基準	7
2. 災害時支援活動フロー	8
3. 各段階で実施する災害時支援活動の内容	9
3.1 発災直後(各自の行動)	9
3.2 初動期(発災～2週間)における対応	10
3.2.1 災害復興支援プラットフォーム(PF)の設置	
3.2.2 被災エリア別の対応行動	
3.3 復旧・復興期対応(2週間～)	12
3.3.1 被災自治体(住民)等への支援活動	
3.3.2 現地調査・アンケート調査等	
3.3.3 全国防災連絡会議での報告	

## はじめに

今回の改訂は、防災支援委員会運営規則（IPEJ 62-1-2009）の変更（平成 31 年 3 月 13 日理事会承認）に伴うもので、大規模自然災害発生後の新たな活動方針に「災害時支援活動計画」（以下、計画）を適応させるための見直しを実施した。

そのうえで、「防災支援委員会における自治体との防災協定」に基づき、計画の目的である災害時支援活動を実施するための「体制と役割」及び「活動フロー」を再考し、各段階で実施する活動内容、そして、復旧・復興期の対応について編集した。

本計画は、主に東京都内被災時における防災支援委員会の活動計画であるが、全国各地において懸念が膨らむ大規模自然災害に備えて、地域防災力の向上に資する「地域版災害時支援活動計画」の策定に資すれば幸いである。

なお、計画の運用にあたっては、防災支援委員会としての更なる検討調整とともに、地域本部及び関東甲信県支部との関係が必要であり、今後も継続的な改善が求められる。

以下は、計画に係る主な経緯。

- 2002 年 12 月 統括本部に防災特別委員会設置
- 2006 年 9 月 現行の防災支援委員会に改組
- 2007 年 1 月 東京都と復興まちづくりの支援に関する協定の締結
- 2008 年 8 月 東京都墨田区と災害復興支援協定の締結
- 2009 年 9 月 防災支援委員会運営規則（IPEJ 62-1-2009）の理事会変更承認
- 2010 年 9 月 防災支援委員会事業継続計画を制定
- 2012 年 4 月 東日本大震災を踏まえ同計画の一部改訂
- 2016 年 12 月 平成 26 年 8 月豪雨などを踏まえ災害時支援活動計画（案）へ改定
- 2017 年 8 月 平成 28 年熊本地震を踏まえ災害時支援活動計画（SAPD）へ改訂
- 2019 年 3 月 防災支援委員会運営規則（IPEJ 62-1-2009）の理事会変更承認

公益社団法人日本技術士会防災支援委員会  
災害時支援活動計画（SAPD）改訂ワーキング

# I. 基本計画編

## 1. 基本方針等

### 1.1 目的

本委員会の目的は、「大規模自然災害発生時の災害被害の軽減を目的として、通常時から技術的支援活動などを通じた本会並びに会員の社会貢献活動」にある(表-1)。

本計画は、防災支援委員会の運営規則に定める「大規模自然災害発生後の活動」に基づく災害時支援活動を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

表 1-1 防災支援委員会の連携・支援活動目的

<p>(通常時の活動)</p> <p>第4条 本委員会は、通常時は以下の活動を行う。</p> <p>(1) 地域組織(地域本部、及び支部)の防災活動を支援し連携を進める。</p> <p>(2) 本会の防災活動に関わる全国的なネットワークの整備・拡充および防災研修のため、全国防災連絡会議等を開催する。</p> <p>(3) 災害復興支援を目的とした士業連絡会など外部の防災・減災活動を目的とした組織などとの連携を通し被災者支援活動を行う。</p> <p>(4) 自治体からの要請があった場合、要請に応じた防災に関する支援活動を行う。</p> <p>(5) 全国の会員が、各自の所在する地域において地域防災力の向上に寄与する活動が可能となるよう、会員の防災研修、防災啓発ツールの開発・制作等の活動を行う。</p> <p>(大規模自然災害発生後の活動)</p> <p>第5条 本委員会は、大規模自然災害が発生した場合、本委員会の判断により、被災者及び被災地の復旧復興に対する、専門技術面からの支援を検討・実施する上での中心的機能を果たすため、本委員会内に委員により構成する当該災害名を付した「〇〇災害復興支援プラットフォーム」(以下、「PF」という。)を設置することができる。</p> <p>2 PFは、被災地が地域組織(地域本部又は支部)の管轄地域であれば当該地域組織と情報連携し、また地域組織の管轄地域以外であればPF自らが情報収集を行い、速やかに本委員会内に情報共有するものとする。</p> <p>3 PFが、前項の支援活動を行う上で新たな経費支出が必要と判断した場合は、本委員会委員長に申請し、委員長は企画委員会の事前了承を得て防災活動に関わる積立預金額の範囲内において執行する。</p> <p>4 自治体から、締結している防災協定に基づく要請があった場合は、必要な活動を行う。</p> <p>備考：防災支援委員会運営規則一部抜粋</p>
---

## 1.2 適用範囲

本計画は、日本技術士会 防災支援委員会が行う災害時支援活動に対して適用する。

## 1.3 適用基準等（詳細は巻末資料編を参照）

- ・ 防災支援委員会運営規則(IPEJ 62-1-2009)

## 1.4 基本方針

日本技術士会 防災支援委員会は、地域本部・県支部等との連携・協働により、以下の基本方針に基づき災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。

- ・ 人命の安全確保
- ・ 二次災害の防止
- ・ 被災者の生活再建
- ・ 被災地の復旧・復興への貢献

## 2. 災害時支援活動体制

### 2.1 体制

災害時支援活動は、「運営規則(IPEJ 62-1-2009)第5条」に基づき、下記の体制で実施する。

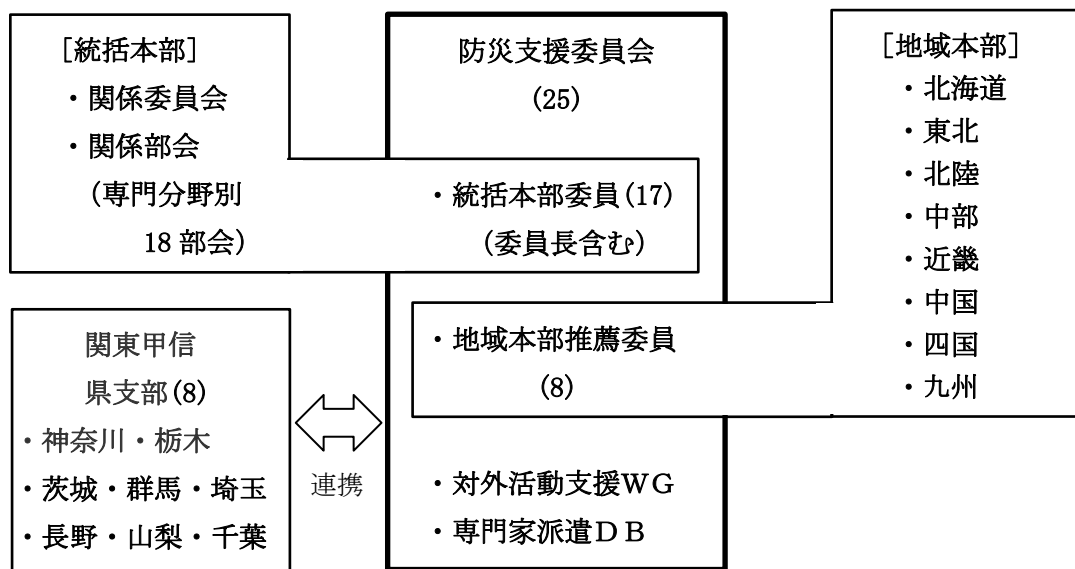


図 2-1 災害時支援活動の体制

### 2.2 防災支援委員会の体制と役割

表 2-1 防災支援委員会の体制と役割

体制	役割
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後の安否確認・被災地情報共有</li> <li>・PF設置、WEB会議の開催</li> </ul>
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長補佐</li> </ul>
統括本部委員 仮称継続活動WG 専門家派遣DB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害想定地域の状況・要望などの把握</li> <li>・PFへの情報発信、WEB会議への参加</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・協定締結自治体との連絡調整</li> <li>・被災住民(自治体)相談会の対応</li> <li>・専門家派遣DB構築</li> <li>・現地調査、アンケート調査</li> <li>・全国防災連絡会議での報告</li> </ul>
地域本部推薦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域本部における被災状況・要望などの把握</li> <li>・PFへの情報発信、WEB会議への参加</li> <li>・全国防災連絡会議での報告</li> </ul>
(事務局員)	(・予算的対応、事務処理)

注1) WGは「ワーキンググループ」、DBは「データベース」。

注2) 地域本部推薦委員の支援活動は、当該地域本部版計画(策定予定)によるものとする。

### 3. 災害時支援活動フローとタイムライン

#### 3.1 災害時支援活動フロー

##### (1) 災害協定に基づく支援活動

防災支援委員会運営規則に基づく、一般的な災害時支援活動フローを下図に示す。

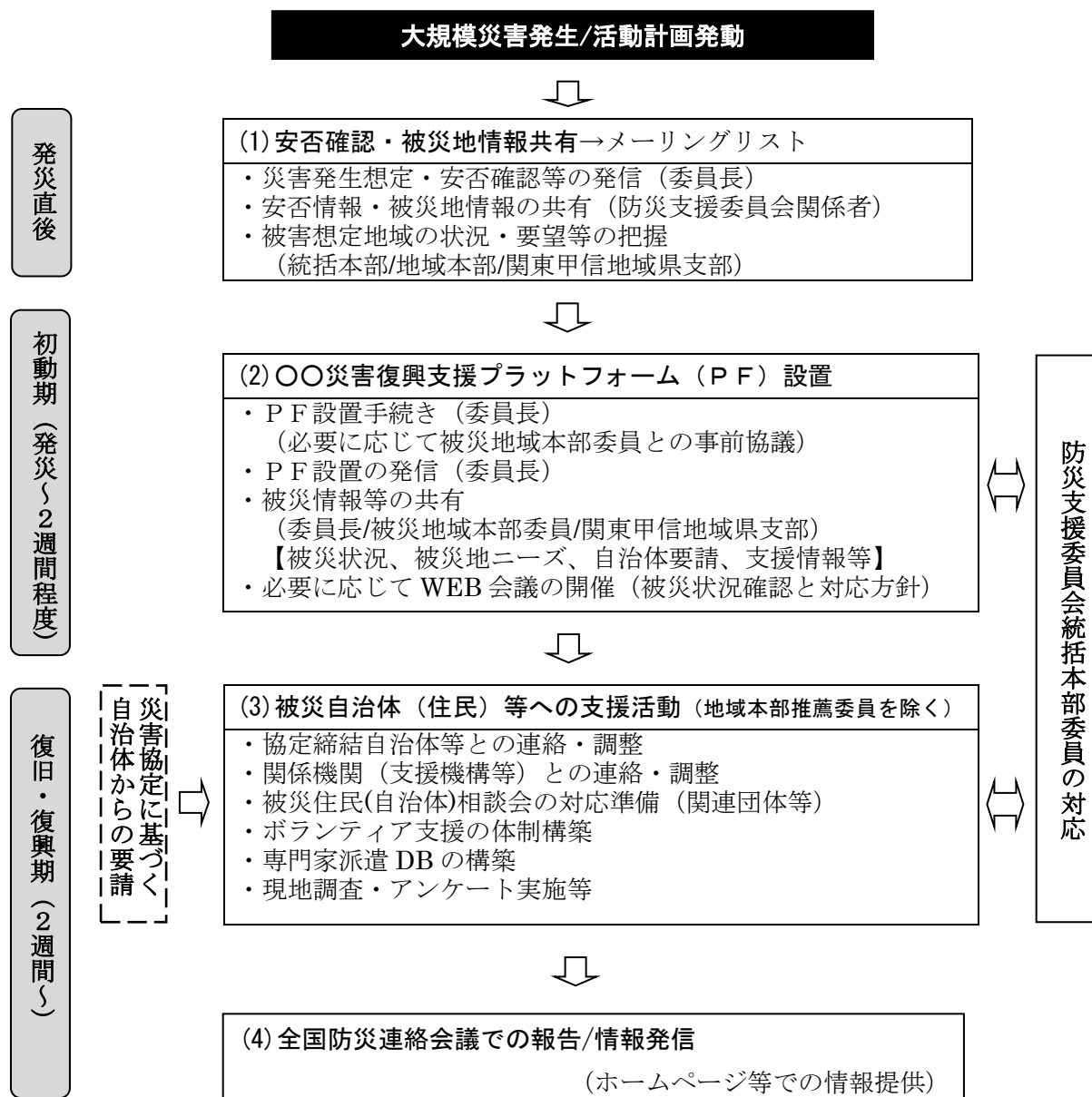


図 3-1 災害時支援活動フロー



(2) 災害協定に基づかない場合の支援活動

防災支援委員会運営規則には、「自治体との防災協定に基づく要請があった場合は、必要な活動を行う。」とあるが、東日本大震災など過去には防災協定を締結していなくても、災害発生後に要請があれば、災害時の支援活動を実施してきた。

このように大規模災害発生時には、支援協定が締結していない場合でも、どのような支援対応活動を行うかを協議・決定する。

被災自治体との連絡を迅速かつ円滑に行うためには、平常時からの関係自治体との連携した活動を進めておく必要がある。

3.2 災害時支援活動のタイムライン

災害時に委員会の支援活動を迅速に進めるための概ねのタイムライン（行動計画）を決めることが重要である。図 3-1 のフローに対応した一般的な災害支援活動のタイムラインを表 3-1 に示す。災害形態・種別・エリア特性に応じたタイムラインに沿って災害時支援活動を展開する。（「Ⅱ．災害時支援活動計画」を参照）

表 3-1 タイムライン（目標とする対応スケジュール）

被災後日数	5	10	15	20	30	60	90	120	～
(1) 安否確認・被災地情報共有	→								
(2) PF 設置・運営	→	■	■	■	■	■	■	■	■
(3) 被災自治体等の支援活動		→	■	■	■	■	■	■	■
・協定締結自治体との連絡調整		→	■	■	■	■	■	■	■
・関係機関との連絡調整		→	■	■	■	■	■	■	■
・被災住民相談会の対応準備			■	■	■	■	■	■	■
・ボランティア支援の体制構築			■	■	■	■	■	■	■
・専門家派遣 DB の構築			■	■	■	■	■	■	■
・現地調査			■	■	■	■			
・アンケート調査			■	■	■	■			

## Ⅱ．活動計画編

### 1. 発動基準

発動基準とは、大規模自然災害の発生時に防災支援委員会が支援活動を開始（災害復興支援プラットフォーム：PFを設置）する災害規模の基準である。

震度 6 弱以上の地震発生時には、防災支援委員会委員長は、必要に応じて被災地域との事前協議を行い発動について検討する。

なお、防災支援委員会委員は、震度 5 強以上で各自の安否状況、被災状況を知らせるとともに、様々な媒体を通して情報収集を図る。

風水害、その他の災害では、激甚指定相当規模となることが想定される場合には、防災支援委員会委員長は、必要に応じて被災地域との事前協議を行い災害復興支援プラットフォームの設置を検討する。

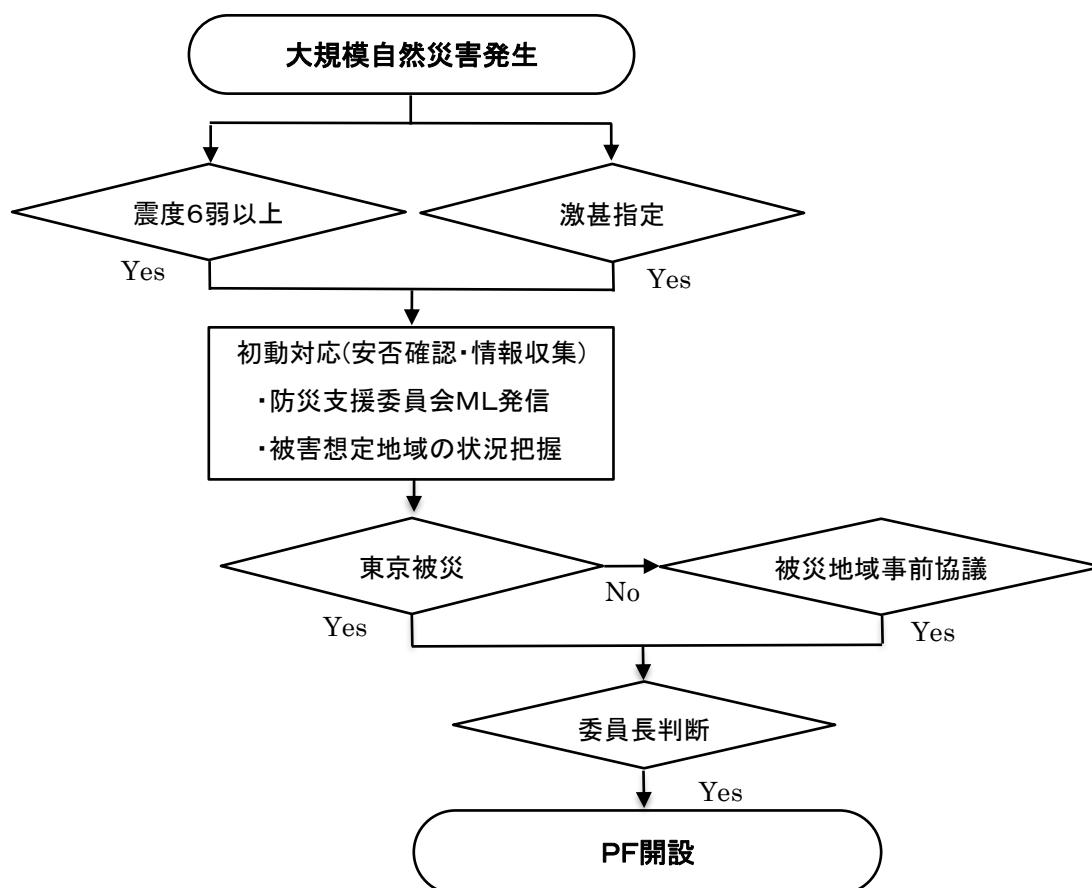


図 1-1 PF開設までのフローチャート

委員長の支障時の代行順位は、第 1 順位が副委員長、第 2 順位はあらかじめ選定した統括本部委員とする。

発動基準により、防災支援委員会「災害時支援活動計画」は自動的に開始する。

## 2. 災害時支援活動計画フロー

防災支援委員会運営規則に基づき、防災支援委員会が実施した災害支援活動の実績（を踏まえ、災害時支援活動フローを図 2.1 に示す。

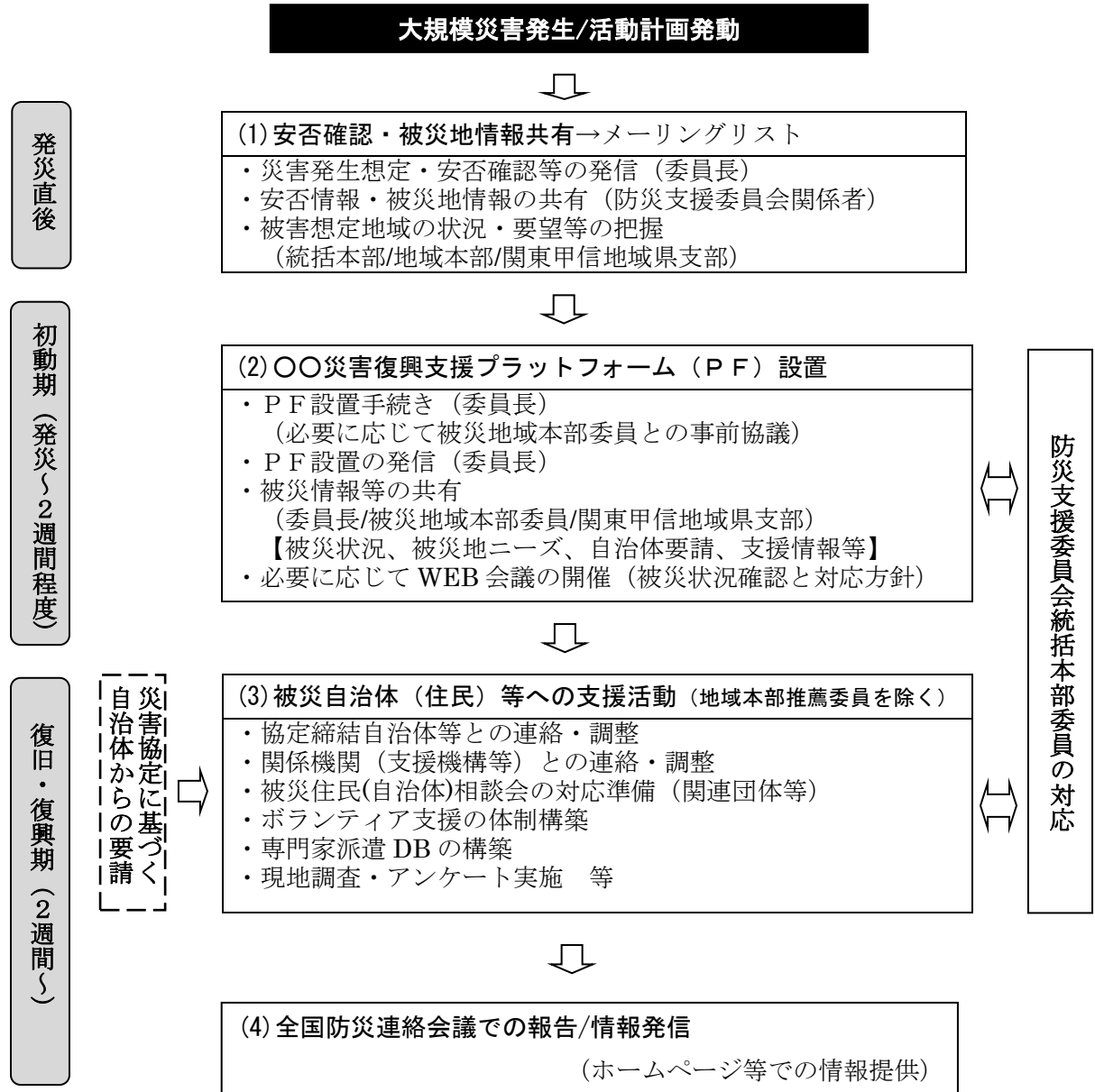


図 2-1 災害時支援活動フロー

### 3. 各段階で実施する災害時支援活動の内容

#### 3.1 発災直後（各自の行動）

##### (1) 最優先は自身の安全確保

大規模自然災害の発生時には、防災支援委員会メンバーは、先ず、自身の安全確保を最優先とする。さらに身近にいる家族や関係者に声をかけて生命安全の確保を行う。

初動対応行動の優先の順番は次のとおり。

- ① 自身、家族、周辺関係者の安全確保
- ② 負傷者の救出・救護
- ③ 二次災害(延焼、薬液噴出・漏洩、建物倒壊など)防止
- ④ 避難・誘導

表 3-1 災害発生後の初動緊急対応行動

時間経過	委員及び関係者の行うべき事項と手順	
・ 被災直後～数時間	昼間時被災	1. 自身および近隣者の安全確保
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
	夜間休日被災	1. 自身、家族の安全確認
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
*順序は例示であり、同時並行でも良い。		

##### (2) 安否確認の連絡

各委員は、初動対応行動後、直ちに、防災支援委員会ML (bousai@engineer.or.jp) に各自の氏名、安否情報などをメール連絡する。必要に応じて、自身の安否のほかに、自宅の損傷、WEB 会議等への出欠可能性などを記載する。

### 3.2 初動期（発災～2週間）における対応

初動期は、災害復興支援プラットフォームを設置し、関係団体と連絡を取る等、被災状況の把握や支援活動の対応方針を取りまとめるまでの期間（発生災からおよそ2週間以内）とする。

#### 3.2.1 災害復興支援プラットフォーム（PF）の設置

『防災支援委員会運営規則（IPEJ 62-1-2009）』に基づき、必要に応じて被災地域本部委員との事前協議のうえ、災害復興支援プラットフォームを設置する。

災害復興支援プラットフォームは、委員長が設置し、副委員長が補佐する。

また、必要に応じてWEB会議を開催し、被災状況の確認と対応方針を取りまとめる。

防災支援委員会の体制と役割は、以下のとおりである。

表 3-2 防災支援委員会の体制と役割

体制	役割
委員長	・発災直後の安否確認・被災地情報共有 ・PF設置、WEB会議の開催
副委員長	・委員長補佐
統括本部委員 仮称継続活動WG 専門家派遣DB	・被害想定地域の状況・要望などの把握 ・PFへの情報発信、WEB会議への参加 ・関係機関との連絡調整 ・協定締結自治体との連絡調整 ・被災住民（自治体）相談会の対応 ・専門家派遣DB構築 ・現地調査、アンケート調査 ・全国防災連絡会議での報告
地域本部推薦委員	・各地域本部における被災状況・要望などの把握 ・PFへの情報発信、WEB会議への参加 ・全国防災連絡会議での報告
（事務局員）	（・予算的対応、事務処理）

注1) WGは「ワーキンググループ」、DBは「データベース」。

注2) 地域本部推薦委員の支援活動は、当該地域本部版計画（策定予定）によるものとする。

### 3.2.2 被災エリア別の対応行動

国内での大規模自然災害発生時には、「災害復興支援プラットフォーム」を防災支援委員会が設置し、被害想定地域の防災支援委員会メンバー等が情報提供を行う。

情報提供の内容としては、被災状況及び被災地ニーズ、自治体要請、支援情報等について、情報共有を図るものとする。

表 3-3 被災エリア別の対応活動

被災エリア	P F 設置	P F 対応主体	P F 対応活動	協定支援対応活動
東京被災	防災支援委員会	防災支援委員会統括本部メンバー <sup>注1)</sup>	被害想定地域の状況・要望などの把握	東京都、墨田区の支援協定に対応する <sup>注2)</sup>
東京以外被災		東京以外被災時の対応主体及び対応活動については、地域本部及び関東甲信県支部における地域版計画（策定予定）による。		
備考	注 1) 東京被災時の対応主体については、代替性を確保するために幅広い体制整備など対応を進める。 注 2) 仮称継続活動WG 及び専門家派遣DB の活用を見込む。			

### 3.3 復旧・復興期対応（2週間～）

#### 3.3.1 被災自治体（住民）等への支援活動

(1) 災害協定に基づく自治体等との連絡・調整

各担当委員は、災害協定等を締結している自治体等（巻末資料編参照）との連絡・調整を行い、支援活動に向けた準備を進める。

(2) 関係機関（支援機構等）との連絡・調整

自治体からの支援要請等について、関係機関との連絡・調整を行うとともに、仮称継続活動WG及び専門家派遣DBの活用を図る等組織体制を構築する。

(3) ボランティア支援及び被災住民（自治体）相談会への参加

被災自治体、関係機関及び士業連絡会等との協議のうえ、ボランティア支援及び相談会に参加する。

#### 3.3.2 現地調査、アンケート調査等

(1) 現地調査の実施

被災自治体（住民）等への適切な支援活動を行うため、災害協定に基づく自治体等の協力のもと、関係機関及び士業連絡会等とも調整のうえ、現地調査を検討する。

(2) アンケート調査の実施

支援活動終了後には、将来における円滑な復旧・復興の展開を目的に、支援活動参加者及び災害協定に基づく自治体等、双方に対してアンケート調査を検討する。

#### 3.3.3 全国防災連絡会議での報告

(1) 全国防災連絡会議での報告

災害復興支援プラットフォームの設置及び被災自治体などへの支援活動の結果について、必要に応じて被災地域本部及び関東甲信県支部と連携し、全国防災連絡会議で報告する。

併せて、現地調査及びアンケート調査が実施された場合には、その内容についての報告も実施し、幅広く情報共有を図る。

(2) ホームページ等での情報提供

ホームページ等を活用し、タイムリーな情報発信も行う。

【災害時支援活動計画（SAPD）改訂ワーキング】

委員 城戸 寛（北海道本部）：リーダー  
委員 天羽 誠二（四国本部）：リーダー  
委員 下條 信幸  
委員 田村 浩敏  
委員 奥谷 光夫  
委員 稲田 幸三  
委員 黒澤 兵夫  
委員 水野 光彦  
委員 糸井 秀実（東北本部）  
委員 野澤 英之助（北陸本部）  
委員 中野 錦也（中部本部）  
委員 森川 勝仁（近畿本部）  
委員 山下 祐一（中国本部）  
委員 持田 拓児（九州本部）

---

災害時支援活動計画

---

第1版：2022年9月14日

編集：防災支援委員会

発行：公益社団法人 日本技術士会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号  
機械振興会館

電話：(03) 3459-1331(代) FAX：(03) 3459-1338

URL：<https://www.engineer.or.jp/>

---